



未来へつなぐ 終活・遺言



事務所HP

発行：行政書士志賀紀之事務所 香川県丸亀市山北町386番地5
電話：0877-89-6792 FAX：0877-22-1712 Mobile：080-5255-1774

丸亀のシンボル「讃岐富士（飯野山）」をモチーフに、イニシャルの「S」をデザインしています。



ちよつとこ場（琴平町）でのセミナーの様子

遺言の基礎知識

家族と財産の未来への道しるべ

3月から始めた遺言セミナーを、偶数月は丸亀市市民交流センターマルタスで、奇数月は各地域のコミュニティセンターで定期的に実施しています。

遺言セミナーを4月と6月にマルタスで計3回、5月に城乾コミュニティで1回実施しました。ご縁が有る琴平町の「ちよつとこ場」でも実施させていただきます。地域によって参加される方々の年齢層や困りごと、ご質問内容も違い、

百人いれば百通りの相続があることが再認識できました。また複数回参加された方もいて、新しい発見があるとのうれしいお言葉もいただきました。
質疑応答

Q 遺産分割協議書の様式はありますか？

A 様式の例を添付していただきます。ご参考にしてください。

Q 病気やその他の事情で字を書けない人は自筆遺言証書を残せますか？

A 結論から言いますと、できません。字を書けない場合には「公正証書遺言」を公正役場で口述によって公証人が作成します。署名が必要ですが、全く字を書くことのできない方は公証人が代筆すること

● 相続登記義務化2 ●

前回の会報で令和6年4月1日より相続登記が義務化されたことをお知らせしました。この制度では申請を怠ると10万円以下の過料を科される可能性があります。しかし、遺言書や遺産分割協議によって不動産を誰が相続するかをすぐに決められる場合だけとは限りません。「遺産分割がまとまりそうにない」「当分の間遺産分割を行う予定がない」等も考えられます。このような場合の対応として「相続人申告登記」の制度があり、この制度も令和6年4月1日からスタートしています。あくまで効果は限定的で、不動産の売却等の場合には相続登記が必要となるなど注意が必要です。また、申告登記による相続登記の義務の履行は申告した一人にのみ認められます。よって相続人全員がそれぞれで申告することが必要です。

ができます。

Q 遺言書と遺産分割協議書はどちらがより効力がありますか？

A 遺言書があっても相続人全員で話し合っ遺産分割をすることができます。この点から言いますと遺言書は絶対ではありません。故人の思いや家族の絆を大切にお話し合いをしていただくことが大切と考えています。

今後の予定

遺言セミナー

7月20日（土）
ユープラザうたづ

7月21日（日）28日（日）
神野公民館（まんのう町）

丸亀市市民活動
エンディングノートを書いてみよう！
7月27日（土）

マルタス（丸亀）
☆予約はマルタスHPで